

半期報告書

(第9期中)

自 平成25年4月1日
至 平成25年9月30日

中日本高速道路株式会社

名古屋市中区錦二丁目18番19号

(E04371)

目次

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	8
3 【対処すべき課題】	8
4 【事業等のリスク】	8
5 【経営上の重要な契約等】	8
6 【研究開発活動】	8
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	9
第3 【設備の状況】	12
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	12
2 【道路資産】	13
第4 【提出会社の状況】	15
1 【株式等の状況】	15
2 【株価の推移】	16
3 【役員の状況】	16
第5 【経理の状況】	17
1 【中間連結財務諸表等】	18
2 【中間財務諸表等】	51
第6 【提出会社の参考情報】	64
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	65
第1 【保証会社情報】	65
第2 【保証会社以外の会社の情報】	65
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	65
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	67
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	68
第3 【指数等の情報】	69
[中間監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年12月26日
【中間会計期間】	第9期中（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）
【会社名】	中日本高速道路株式会社
【英訳名】	Central Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金子 剛一
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 寺島 満
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 寺島 満
【縦覧に供する場所】	中日本高速道路株式会社 東京支社 （東京都港区虎ノ門四丁目3番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日
営業収益（百万円）	274,028	1,287,075	315,938	596,306	1,681,015
経常利益（百万円）	18,817	19,437	16,059	10,041	8,038
中間（当期）純利益 （百万円）	11,252	11,605	10,298	6,856	4,352
中間包括利益又は包括利益 （百万円）	11,222	11,588	10,355	7,204	4,380
純資産額（百万円）	203,826	213,106	217,149	201,084	205,786
総資産額（百万円）	1,773,762	1,133,717	1,271,086	1,991,602	1,183,994
1株当たり純資産額（円）	1,562.50	1,618.01	1,641.89	1,528.79	1,562.58
1株当たり中間（当期）純利 益金額（円）	86.55	89.27	79.21	52.74	33.48
潜在株式調整後1株当たり中 間（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	11.5	18.6	16.8	10.0	17.2
営業活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△109,924	834,550	△184,835	△209,522	857,056
投資活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△11,716	△25,853	△7,466	△23,316	△27,624
財務活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	130,582	△863,384	149,039	288,546	△845,562
現金及び現金同等物の中間期 末（期末）残高（百万円）	103,483	95,561	90,857	150,249	134,119
従業員数（人） （外、平均臨時雇用者数）	8,841 (1,370)	9,298 (2,036)	9,579 (2,073)	9,153 (1,860)	9,376 (2,073)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は各期間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日
営業収益（百万円）	259,515	1,270,086	298,481	568,704	1,648,695
経常利益（百万円）	16,952	16,922	13,756	5,659	2,182
中間（当期）純利益 （百万円）	9,495	10,035	7,969	2,157	583
資本金（百万円）	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
発行済株式総数（千株）	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
純資産額（百万円）	187,939	190,636	189,154	180,601	181,185
総資産額（百万円）	1,759,765	1,113,348	1,249,444	1,972,311	1,163,081
1株当たり純資産額（円）	1,445.68	1,466.43	1,455.03	1,389.24	1,393.73
1株当たり中間（当期）純利 益金額（円）	73.03	77.19	61.30	16.59	4.48
潜在株式調整後1株当たり中 間（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	10.7	17.1	15.1	9.2	15.6
従業員数（人）	2,113	2,067	2,091	2,094	2,053

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容に重要な変更はありません。なお、当中間連結会計期間において、下記のとおり、主要な関係会社に異動が生じております。

高速道路事業

平成25年5月20日付で、当社が行う高速道路の維持修繕業務について、合理的に実施することを目的として、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株) (連結子会社) が(株)アステック (持分法適用関連会社) の株式を追加取得したことにより、(株)アステックは当社の連結子会社としております。

また、(株)アステック (現 中日本ロード・メンテナンス金沢(株)) を当社の連結子会社としたことにより、中日本ロード・メンテナンス中部(株) (持分法適用関連会社) を当社の連結子会社としております。

なお、(株)アステックは、平成25年6月25日に中日本ロード・メンテナンス金沢(株)に商号を変更しております。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が提出会社の持分法適用関連会社から連結子会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 中日本ロード・メンテナンス中部(株) (注3)	名古屋市 中村区	45	高速道路事業	76.0 (76.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(連結子会社) 中日本ロード・メンテナンス金沢(株) (注4)	石川県白山市	75	高速道路事業	55.2 (55.2)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 同社の株式を保有する中日本ロード・メンテナンス金沢(株)を連結子会社としたことにより、持分法適用関連会社から連結子会社としております。

4. 中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)が平成25年5月20日に(株)アステック (現 中日本ロード・メンテナンス金沢(株)) の株式を追加取得し、持分法適用関連会社から連結子会社としております。

なお、(株)アステックは平成25年6月25日に中日本ロード・メンテナンス金沢(株)に商号変更しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成25年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
高速道路事業	8,609 (1,172)
休憩所事業	544 (897)
その他 (関連) 事業	79 (4)
全社 (共通)	347 (0)
計	9,579 (2,073)

(注) 従業員数は就業人員 (当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。) であり、臨時従業員数は、当中間連結会計期間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成25年9月30日現在

従業員数 (人)	2,091
----------	-------

(注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。) であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 安全性向上に向けた取り組みについて

当社は、平成24年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル上り線における天井板落下事故を社員一人ひとりが深刻に受け止め、「二度とこのような事故を起こしてはならない」という深い反省と強い決意のもと、平成25年2月24日から同年7月3日までに5回開催された安全性向上有識者委員会（以下「有識者委員会」といいます。）を経て、同年7月26日に「安全性向上3カ年計画」を策定し、現在、グループを挙げて計画の実行に取り組んでおります。

併せて、有識者委員会での審議を踏まえ、平成25年3月に社内に「組織改革諮問委員会」を設置しました。同年11月に組織改革の基本方針を決定し「組織改革推進委員会」に改め、事業執行体制の見直しを行っております。

また、笹子トンネルと同様の構造の天井板を撤去すべく関係機関と調整し、平成25年7月9日に中央自動車道恵那山トンネル、同年9月5日に東名高速道路都方良野トンネルの天井板の撤去を完了しました。道路上に設置された重量構造物や門型柱などについても撤去、移設又は二重の安全対策（落下被害を防止する構造の採用又は追加）を順次実施しております。

(2) 業績

当中間連結会計期間の当社グループの事業については、交通量及び料金収入は堅調に推移しました。また、前中間連結会計期間と比較して、緊急安全点検作業や維持修繕に係る管理費が増加しました。

こうした中、当中間連結会計期間の営業収益は315,938百万円（前年同期比75.5%減）、営業利益は15,366百万円（同19.1%減）、経常利益は16,059百万円（同17.4%減）、中間純利益は10,298百万円（同11.3%減）となりました。

なお、営業収益の大幅な減少は、前中間連結会計期間に新東名高速道路（御殿場ジャンクション～三ヶ日ジャンクション間）の開通に伴い道路資産完成高を計上したことの反動によるものです。

セグメントの業績は次のとおりであります。

（高速道路事業）

当中間連結会計期間においては、平成25年4月14日に、一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）茅ヶ崎ジャンクション～寒川北インターチェンジ間5kmを開通させました。

安全性向上に向けた事業計画については、修繕に係る事業のうち安全性向上に係る施策を優先的に実施するものとし、トンネル天井板や換気ダクトの撤去を最優先に実施しております。また、構造物などについては、緊急安全点検及び損傷箇所の補修を実施しました。

台風等災害については、平成25年9月に、台風18号の影響により名神高速道路（上り線）の多賀サービスエリア付近でのり面の土砂が崩落したため、通行止めを行い、復旧工事を実施しました。また、西湘バイパス西湘パーキングエリア（下り線）の護岸において、海岸浸食による変状が確認されたことから、西湘バイパス構造物崩落に関する調査検討委員会による専門家の意見を踏まえながら本復旧工事を行っています。

災害に強い高速道路づくりとして、BCP（業務継続計画）の継続的な見直しを実施するとともに、休憩施設の防災機能強化の取り組みとして、お客さま及び周辺地域の方が一時避難場所として休憩施設を活用できるよう、防災備蓄の整備を進め、併せて国土交通省や陸上自衛隊、関係地方自治体との継続的な連携強化を図りました。

ゴールデンウィークなどの交通混雑期においては、渋滞区間の安全対策（渋滞末尾への標識車の配置等）や休憩施設での特設トイレの設置、駐車場での交通整理員の配置、ゴミ清掃の時間延長、料金所での安全対策などを行いました。

次世代高速道路の実現に向けて、ITSスポット^(注1)を活用した広域な道路情報の提供に加え、リアルタイム情報などの提供による安全運転支援を開始するとともに、渋滞対策への活用方法の検討に着手しました。

また、お客さまの利便性を向上するために、東海北陸自動車道 松ノ木峠パーキングエリアを完成させるとともに、ETC^(注2)をご利用のお客さまの増加に対応するため、ETCレーンの増設を進めました。平成25年9月のETC利用率は91.0%となりました。

(注) 1. ITSとは、Intelligent Transport Systems（高度道路交通システム）の略称で、道路交通の安全性、輸送効率、快適性の向上等を目的に、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムの総称です。また、ITSスポットとは、交通安全・渋滞対策・環境対策などを目的とし、人と車と道路とを情報で結ぶITS技術です。道路に設置された「ITSスポット」とクルマ側の「ITSスポット対応カーナビ」との間で高速・大容量通信を行うことにより、広域な道路交通情報や画像も提供されるなど、様々なサービスを実現します。

(注) 2. ETCとは、Electronic Toll Collection Systemの略称で、無線通信技術を使って自動的に有料道路

の通行料金の支払いを行うシステムです。

こうした中、当中間連結会計期間の営業収益は289,255百万円（同77.0%減）となり、営業利益は12,115百万円（同19.2%減）となりました。

営業収益の大幅な減少は、前中間連結会計期間に、新東名高速道路（御殿場ジャンクション～三ヶ日ジャンクション間）の開通に伴い道路資産完成高を計上したことの反動によるものです。ただし、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定に基づき独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）に帰属する道路資産は、道路資産完成原価と同額を道路資産完成高として計上するため、損益には影響しません。

営業利益の減少は、緊急安全点検作業等による管理費が増加したことによるものです。なお、当中間連結会計期間の通行料金収入は261,290百万円（同1.8%増）でした。

（休憩所事業）

休憩所事業においては、運営子会社である中日本エクシス㈱とともに「お招き」と「おもてなし」の心でお客さまをお迎えし、何度でも訪れたいと感じていただけるような個性豊かで魅力あふれるサービスエリアの創造に取り組みました。

当中間連結会計期間においては、営業中のサービスエリアの一部について、それぞれにコンセプトを設けてリニューアルを進めました。平成25年4月26日には伊勢自動車道 嬉野パーキングエリア（上り）をリニューアルオープンし、下半期のグランドオープンに向けて工事中である東名高速道路 富士川サービスエリア（上り）の一部を同年8月から9月にかけて逐次リニューアルするなど、収益力向上を図りました。

また、平成25年7月20日から約2カ月間にわたり、路線毎にテーマを設定し、テーマに沿った限定商品を販売する夏季キャンペーンを展開するとともに、東名高速道路 EXPASA（エクスパサ）海老名（上り）では、高速道路初となる有名百貨店とのタイアップイベントを開催し、サービスエリアの新しい魅力を高める売り場づくりを展開しました。

このほか、料理人の創作意欲を高めるとともに地域食材を活かし、地産地消・地域活性化の促進に寄与することを目的とした「スイーツコンテスト」の開催や、地元商品の品ぞろえの充実、地元のとれたて野菜の販売を行い、地域社会との連携強化を図りました。

こうした中、前中間連結会計期間の新東名高速道路開通により開業した商業施設の一時的な売上の増加が一段落したことにより、当中間連結会計期間の営業収益は21,950百万円（同3.0%減）となり、営業利益は3,431百万円（同18.2%減）となりました。

（その他（関連）事業）

旅行事業においては、高速道路沿線地域や自治体等関係機関とのつながりを活かして、当社ならではのバスツアーとして、普段公開されていないダムなどの施設の特別公開ツアーや、高速道路の工事現場・管理施設の見学と地域の観光資源を組み合わせたツアーなどを企画・販売し、高速道路沿線地域への旅行の促進に取り組みました。

カードサービス事業においては、お客さまのご利用を促進するために、ご利用金額に応じた特産品やボーナスポイントなどの付与、休憩所事業との連携によるサービスエリア・パーキングエリアにおける優待サービス店の拡大やガスターションにおける値引き額の拡大などを行い、会員カードの魅力を向上させました。

海外事業においては、アジア・欧米の高速道路事業を中心に、他企業と連携しながら有料道路投資事業を展開すべく、ベトナム等で現地調査を実施し、各関係機関との協議を進めました。また、コンサルティング業務においては、カザフスタン、キルギス及びモンゴルで3件の業務を受注しました。加えて、海外からの視察を数多く受け入れるなどの積極的な国際交流を通じて、幅広い情報交換ネットワークの構築を進めたほか、国が実施する海外協力事業に社員を派遣するとともに、海外での道路関係会議において日本の高速道路技術を紹介するなど、国際貢献にも力を入れました。

ウェブ事業においては、料金検索エンジン「ドライブコンパス」と連動したお客さまの目的地周辺の観光・宿泊情報、当社ウェブサイトのコンテンツの充実、新商品の紹介などを行い、魅力を向上させました。

広告事業においては、サービスエリアの商業施設に設置したリーフレットスタンドやデジタルサイネージ（電子看板）などの広告媒体の利用を自治体・メーカーなどの企業に提案し受注しました。

こうした中、当中間連結会計期間の営業収益は4,757百万円（同19.6%減）、営業損失は新規事業費用の増加等により196百万円（前年同期は営業損失181百万円）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益17,067百万円に加え、減価償却費10,379百万円などによる増加があった一方、たな卸資産の増加額が105,730百万円、仕入債務の減少額35,612百万円等により、営業活動によるキャッシュ・フローは、184,835百万円の資金支出（前年同期は834,550百万円の資金収入）となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「たな卸資産」勘定（流動資産）に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、定期預金の払戻による収入906百万円などによる増加があった一方、料金機械、ETC装置等の設備投資9,720百万円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは、7,466百万円の資金支出（前年同期比71.1%減）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係社債の発行による収入167,157百万円による増加があった一方、長期借入金の返済17,926百万円等により、財務活動によるキャッシュ・フローは、149,039百万円の資金収入（前年同期は863,384百万円の資金支出）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末に比べ4,704百万円減少し、90,857百万円（同4.9%減）となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」においてセグメントの業績に関連付けて記載しております。

3 【対処すべき課題】

当社グループでは、中央自動車道笹子トンネル上り線における天井板落下事故という、決してあってはならない事故が発生した事実を厳粛かつ深刻に受け止め、深い反省のもと、ご遺族の皆さま、被害に遭われた皆さまに真摯に対応するとともに、平成25年7月26日に「安全性向上3カ年計画」を策定しました。同年8月に発表した5カ年の経営計画と併せて着実に実行し、徹底した再発防止と安全性向上に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはなく、また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、中央自動車道笹子トンネル上り線における天井板落下事故に関して、当社及び当社子会社を被告とする損害賠償請求訴訟が追加で提起されたこと及び当社の元社員による所得税法違反事案に関連して、当該元社員及び当社を被告とする約5億6千万円の損害賠償請求訴訟が提起されたことから、前事業年度の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 13. 訴訟に関するリスク」を次のとおり変更します。変更後の訴訟に関するリスクは以下のとおりです。

13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合、訴訟その他の法的手続の対象となる可能性があります。

将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、中央自動車道笹子トンネル上り線における天井板落下事故に関して、当社及び当社子会社を被告とする約9億1千万円の損害賠償請求訴訟が提起されております。

その他、当社の元社員による所得税法違反事案に関連して、当該元社員及び当社を被告とする約5億6千万円の損害賠償請求訴訟が提起されております。

5 【経営上の重要な契約等】

機構と締結する協定について

当社及び機構は、国土交通大臣が定める整備計画の変更に伴う談合坂スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置の追加等に伴い、平成25年6月11日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、料金収入、債務引受限度額が変更されています。

6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路に係る技術開発を中心に行っております。かかる技術開発の重要テーマは、品質の向上とコスト削減に取り組むため、新技術・新工法・新材料の開発を進めることであります。

主たる研究開発活動を実施するにあたって、当社は、東日本高速道路㈱（以下、「東日本高速道路」といいます。）及び西日本高速道路㈱（以下、「西日本高速道路」といいます。）と共同して㈱高速道路総合技術研究所を設立し、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図っております。

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、449百万円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予見、見通し、所感等の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因

① 高速道路事業の特性

高速道路事業については、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、将来の高速道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるため、配当などの社外流出を控え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

また、高速道路事業においては、ゴールデンウィークなどを含む上期は下期と比較して料金収入が多くなる一方、上期の費用は、雪氷対策や集中工事などの影響を受ける下期と比較して少なくなる傾向があります。

② 機構による債務引受け等

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を概ね調達時期が古い順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団（以下「道路公団」といいます。）の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が承継した道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第16条）。

③ 高速道路事業積立金の活用

第8回定時株主総会（平成25年6月24日開催）において、高速道路の安全性向上に資する施策に充てることを目的として高速道路事業積立金の一部から120億円を充当し、「安全性向上積立金」を設けました。

上記②に記載のとおり、機構は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされておりますが、安全性向上積立金を利用して行う事業については、安全性向上に係る道路資産の形成に要する費用の一部を機構による債務引受の対象外として行うことを予定しております。

当連結会計年度においては、安全性向上に係る道路資産の形成に要する費用のうち40億円を機構による債務引受の対象外とすることを計画しており、その損失については、次の定時株主総会において、安全性向上積立金から取り崩すことの承認を求めるとしてしております。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」といいます。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結決算日における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要なものであると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社中間連結財務諸表において「たな卸資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因 ② 機構による債務引受け等」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間連結会計期間末までの工事の進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については、工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しておりますが、実際に発生した費用が見積りと異なる場合には、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

⑥ 固定資産の減損

当社グループは、多くの固定資産を保有しております。これら固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前提条件に基づき算出し、減損の可否を検討しております。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は315,938百万円（前年同期比75.5%減）となりました。内訳は、高速道路事業が289,255百万円（同77.0%減）、休憩所事業が21,950百万円（同3.0%減）、その他（関連）事業については4,757百万円（同19.6%減）でした。

② 営業利益

当中間連結会計期間における営業費用は300,571百万円（同76.3%減）となりました。内訳は、高速道路事業が277,140百万円（同77.7%減）となり、休憩所事業が18,519百万円（同0.5%増）、その他（関連）事業については4,953百万円（同18.8%減）でした。

以上により、当中間連結会計期間における営業利益は15,366百万円（同19.1%減）となりました。内訳は、高速道路事業が12,115百万円（同19.2%減）、休憩所事業が3,431百万円（同18.2%減）、その他（関連）事業が営業損失196百万円（前年同期は営業損失181百万円）でした。

③ 経常利益

当中間連結会計期間の営業外収益は、負ののれん償却額170百万円等の計上により768百万円（同23.9%増）、営業外費用は支払利息50百万円等の計上により75百万円（同59.8%減）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の経常利益は16,059百万円（同17.4%減）となりました。

④ 中間純利益

当中間連結会計期間の特別利益は、負ののれん発生益1,010百万円等の計上により1,076百万円（同159.8%増）、特別損失は固定資産除却損41百万円等の計上により68百万円（同42.6%減）となりました。

以上の結果、法人税等を控除した中間純利益は10,298百万円（同11.3%減）となりました。なお、1株当たり中間純利益金額は79円21銭であります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (3) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、営業活動のほか、道路建設関係社債の発行を通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第一部 企業情報 第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「たな卸資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定により締結された協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は上記のとおり当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2 【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当中間連結会計期間において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い、新たに27,465百万円の仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなりました。その内訳は下表のとおりとなっております。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産完成高 （百万円）（注2）
高速自動車国道 北陸自動車道	福井県福井市玄正島町 （福井北ジャンクション） 改築	平成25年7月	182
高速自動車国道 近畿自動車道名古屋亀山線	愛知県春日井市勝川 （勝川インターチェンジ） 改築	平成25年9月	129
高速自動車国道 東海北陸自動車道	岐阜県高山市荘川町六厩 岐阜県高山市清見町上小鳥 （松ノ木峠パーキングエリア）	平成25年4月	1,184
一般国道475号 （東海環状自動車道）	岐阜県土岐市泉町久尻 （五斗蒔パーキングエリア スマートインターチェンジ）	平成25年8月	0
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道）	神奈川県茅ヶ崎市西久保～ 神奈川県高座郡寒川町宮山 新設	平成25年4月	6,549
	神奈川県厚木市関口地先 （厚木パーキングエリア）	平成25年8月	2,266
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	修繕	平成25年6月	16,271
		平成25年9月	
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	災害復旧	平成25年9月	881
合計			27,465

（注）1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産完成高には、消費税等は含まれておりません。

また、平成25年9月30日現在の主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

(平成25年9月30日現在)

区分		賃借料 (百万円) (注1) (注3)
全国路線網	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	331,796 (注2)
	高速自動車国道中央自動車道西宮線 (大月市から東近江市まで (八日市インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道中央自動車道長野線 (岡谷市から安曇野市まで (安曇野インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道第一東海自動車道	
	高速自動車国道東海北陸自動車道	
	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線	
	高速自動車国道中部横断自動車道	
	高速自動車国道北陸自動車道 (富山県下新川郡朝日町から米原市まで (朝日インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道近畿自動車道伊勢線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線 (愛知県海部郡飛島村から甲賀市まで (甲賀土山インターチェンジを含まない。))	
	高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線	
	高速自動車国道近畿自動車道敦賀線 (小浜市から敦賀市まで (小浜インターチェンジを含まない。))	
	一般国道1号 (新湘南バイパス)	
	一般国道1号 (西湘バイパス)	
	一般国道138号 (東富士五湖道路)	
	一般国道271号 (小田原厚木道路)	
	一般国道302号 (伊勢湾岸道路)	
	一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道) (茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで (あきる野インターチェンジを含まない。))	
一般国道475号 (東海環状自動車道) (豊田市から四日市市まで)		
一の路線	一般国道16号 (八王子バイパス)	1,712
	一般国道158号 (中部縦貫自動車道 (安房峠道路))	118
合計		333,626

- (注) 1. 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの機構からの賃借料を記載しております。
2. 全国路線網の賃借料は、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではなく、全国路線網一括で定められております。
3. 賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。
4. 平成25年9月30日までに機構に帰属し、借受道路資産となった仕掛道路資産が含まれております。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した当社グループの道路資産に係る重要な建設計画について、重要な変更はありません。また、新たに確定した道路資産に係る重要な建設計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	520,000,000
計	520,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （平成25年9月30日）	提出日現在発行数 （株） （平成25年12月26日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	130,000,000	130,000,000	非上場	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式、 単元株式数は100株。
計	130,000,000	130,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成25年4月1日～ 平成25年9月30日	—	130,000,000	—	65,000	—	65,000

(6)【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	129,940,882	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	59,118	0.05
計	—	130,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 129,999,900	1,299,999	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 100	—	1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	130,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,299,999	—

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、半期報告書提出日までにおいて役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 24,930	※2 24,760
高速道路事業営業未収入金	44,463	53,151
未収入金	7,274	※6 23,041
有価証券	98,275	68,081
たな卸資産	689,785	795,805
その他	※5 30,164	22,480
貸倒引当金	△12	△13
流動資産合計	894,881	987,307
固定資産		
有形固定資産		
土地	119,842	119,694
その他（純額）	145,146	141,698
有形固定資産合計	※1, ※3 264,989	※1, ※3 261,393
無形固定資産	9,854	9,006
投資その他の資産		
投資その他の資産	※2 13,321	※2 12,196
貸倒引当金	△261	△251
投資その他の資産合計	13,060	11,945
固定資産合計	287,903	282,345
繰延資産	1,209	1,433
資産合計	※2 1,183,994	※2 1,271,086
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	93,588	62,230
未払法人税等	1,269	7,584
引当金	2,945	3,329
その他	※2 113,446	※2, ※6 93,527
流動負債合計	211,250	166,671
固定負債		
道路建設関係社債	※2 595,000	※2 717,520
道路建設関係長期借入金	80,000	80,000
長期借入金	2,366	477
退職給付引当金	59,529	59,663
その他の引当金	5,809	6,565
その他	24,251	23,038
固定負債合計	766,957	887,265
負債合計	978,207	1,053,936

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
営業収益	1,287,075	315,938
営業費用		
道路資産賃借料	178,074	180,829
高速道路等事業管理費及び売上原価	1,061,311	90,819
販売費及び一般管理費	※1 28,685	※1 28,922
営業費用合計	1,268,071	300,571
営業利益	19,003	15,366
営業外収益		
受取利息	40	41
土地物件貸付料	105	100
負ののれん償却額	168	170
持分法による投資利益	—	136
匿名組合投資利益	68	26
固定資産受贈益	90	—
その他	146	292
営業外収益合計	620	768
営業外費用		
支払利息	75	50
物品売却損	1	15
持分法による投資損失	37	—
損害賠償金	19	—
その他	53	8
営業外費用合計	186	75
経常利益	19,437	16,059
特別利益		
固定資産売却益	※2 33	※2 27
負ののれん発生益	279	1,010
段階取得に係る差益	16	—
保険解約返戻金	79	—
その他	4	38
特別利益合計	414	1,076
特別損失		
固定資産売却損	※3 0	※3 24
厚生年金基金脱退損失	83	—
固定資産除却損	※4 35	※4 41
その他	—	2
特別損失合計	119	68
税金等調整前中間純利益	19,731	17,067
法人税、住民税及び事業税	8,102	7,229
法人税等調整額	25	△508
法人税等合計	8,128	6,720
少数株主損益調整前中間純利益	11,603	10,346
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△2	47
中間純利益	11,605	10,298

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	11,603	10,346
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△9	10
持分法適用会社に対する持分相当額	△4	△0
その他の包括利益合計	△14	9
中間包括利益	11,588	10,355
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	11,597	10,310
少数株主に係る中間包括利益	△8	45

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	65,000	65,000
当中間期末残高	65,000	65,000
資本剰余金		
当期首残高	71,650	71,650
当中間期末残高	71,650	71,650
利益剰余金		
当期首残高	62,134	66,487
当中間期変動額		
中間純利益	11,605	10,298
当中間期変動額合計	11,605	10,298
当中間期末残高	73,740	76,786
株主資本合計		
当期首残高	198,785	203,138
当中間期変動額		
中間純利益	11,605	10,298
当中間期変動額合計	11,605	10,298
当中間期末残高	210,391	213,436
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△41	△2
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△8	11
当中間期変動額合計	△8	11
当中間期末残高	△49	9
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△41	△2
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△8	11
当中間期変動額合計	△8	11
当中間期末残高	△49	9
少数株主持分		
当期首残高	2,341	2,650
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	423	1,052
当中間期変動額合計	423	1,052
当中間期末残高	2,764	3,703

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
純資産合計		
当期首残高	201,084	205,786
当中間期変動額		
中間純利益	11,605	10,298
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	415	1,064
当中間期変動額合計	12,021	11,363
当中間期末残高	213,106	217,149

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	19,731	17,067
減価償却費	10,247	10,379
負ののれん発生益	△279	△1,010
段階取得に係る差損益 (△は益)	△16	—
持分法による投資損益 (△は益)	37	△136
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	307	131
賞与引当金の増減額 (△は減少)	387	388
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)	831	714
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2	△8
受取利息及び受取配当金	△46	△74
支払利息	2,665	2,307
固定資産売却損益 (△は益)	△33	△2
固定資産除却損	615	267
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,343	△6,205
たな卸資産の増減額 (△は増加)	808,860	△105,730
仕入債務の増減額 (△は減少)	△57,510	△35,612
未払又は未収消費税等の増減額	49,575	△57,009
その他	6,612	△5,157
小計	840,645	△179,690
利息及び配当金の受取額	76	131
利息の支払額	△2,207	△4,289
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△3,963	△986
営業活動によるキャッシュ・フロー	834,550	△184,835
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△5,713	△733
定期預金の払戻による収入	802	906
有価証券の売却及び償還による収入	100	—
投資有価証券の取得による支出	△298	△1
投資有価証券の売却及び償還による収入	5	504
固定資産の取得による支出	△21,211	△9,720
固定資産の売却による収入	37	73
新規連結子会社株式の取得による収入	309	1,234
その他	113	270
投資活動によるキャッシュ・フロー	△25,853	△7,466
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△348,644	△17,926
道路建設関係社債発行による収入	179,550	167,157
道路建設関係社債償還による支出	△694,167	—
少数株主への配当金の支払額	△1	△17
その他	△121	△173
財務活動によるキャッシュ・フロー	△863,384	149,039
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△54,687	△43,262
現金及び現金同等物の期首残高	150,249	134,119
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 95,561	※ 90,857

【中間連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

- (注) 1. 前中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△348,644百万円には、機構法第15条第1項により機構が行った債務引受の額△347,100百万円が含まれており、道路建設関係社債償還による支出△694,167百万円は、同規定により機構が行った債務引受の額であります。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額（△は増加）808,860百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額1,001,425百万円が含まれております。
2. 当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△17,926百万円には、機構法第15条第1項により機構が行った債務引受の額△15,950百万円が含まれております。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額（△は増加）△105,730百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額27,465百万円が含まれております。

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 23社

連結子会社の名称

中日本エクス(株)
中日本エクストール横浜(株)
中日本エクストール名古屋(株)
中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)
中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)
中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)
中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)
NEXCO中日本サービス(株)
中日本高速技術マーケティング(株)
(同)NEXCO中日本インベストメント
(株)エイチ・アール横浜
(株)グランセルセイワサービス
中日本ハイウェイ・アドバンス(株)
中日本ロード・メンテナンス静岡(株)
中日本ロード・メンテナンス東京(株)
中日本ロード・メンテナンス東海(株)
中日本ロード・メンテナンス中部(株)
中日本ロード・メンテナンス金沢(株)
中日本高速オートサービス(株)

中日本ロード・メンテナンス金沢(株)は、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)が株式を追加取得したため、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。

なお同社は平成25年6月25日に(株)アステックから中日本ロード・メンテナンス金沢(株)に商号変更しております。

中日本ロード・メンテナンス中部(株)は、当該株式を保有する中日本ロード・メンテナンス金沢(株)が子会社となったため、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

(株)ウェイザ

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 12社

会社の名称

北陸高速道路ターミナル(株)
(株)高速道路総合技術研究所
(株)NEXCOシステムズ
(株)NEXCO保険サービス
ハイウェイ・トール・システム(株)
日本高速道路インターナショナル(株)
中日本施設管理(株)
日本ロード・メンテナンス(株)
(株)東京ハイウェイ
ティーシーメンテナンス(株)
(株)高速保全
NHS名古屋(株)

中日本ロード・メンテナンス中部(株)及び(株)アステックは、子会社となり連結の範囲に含めたことから、持分法の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

会社の名称

(非連結子会社)

(株)ウェイザ

(関連会社)

(株)章榮

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる会社については、各社の中間会計期間に係る中間財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は全体を時価評価し、評価差額を当中間連結会計期間の損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

原材料、貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～50年

構築物 8年～60年

機械及び装置 5年～17年

また、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。

③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積り方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

⑤役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

⑥ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

⑦ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末における将来の使用見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間連結会計期間末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債

③ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

1. 前中間連結会計期間において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「物品売却損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた54百万円は、「物品売却損」1百万円、「その他」53百万円として組み替えております。

2. 前中間連結会計期間において、「特別損失」の「その他」に含めていた「固定資産売却損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示していた0百万円は、「固定資産売却損」0百万円、「その他」1百万円として組み替えております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	87,989百万円	96,470百万円

※2 担保資産及び担保付債務

高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
道路建設関係社債	610,000百万円 (額面額 610,000百万円)	777,520百万円 (額面額 777,520百万円)
機構法第15条の規定により機構に 引き渡した社債	1,040,000百万円	1,040,000百万円

なお、上記の他、担保に供している資産は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
現金及び預金	3百万円	3百万円
投資その他の資産	519百万円	419百万円

※3 有形固定資産の圧縮記帳

国庫補助金の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
有形固定資産		
その他(建物)	8百万円	－百万円
その他(機械及び装置)	2百万円	－百万円
その他(車両運搬具)	4百万円	－百万円
計	14百万円	－百万円

なお、国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
有形固定資産		
その他(建物)	8百万円	8百万円
その他(機械及び装置)	3百万円	3百万円
その他(車両運搬具)	27百万円	27百万円
計	39百万円	39百万円

4 偶発債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
機構	3,931,818百万円	3,586,769百万円
東日本高速道路	7,336百万円	4,045百万円
西日本高速道路	31百万円	29百万円
計	3,939,186百万円	3,590,845百万円

- (2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

- ① 道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
機構	16,466百万円	13,724百万円

- ② 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
機構	1,505,840百万円	1,521,790百万円

なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間で道路建設関係長期借入金が15,950百万円（前連結会計年度386,150百万円）減少しております。

※5 現先取引

流動資産の「その他」に含まれる現先取引の額及び保有している担保資産の時価は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
現先取引の額	11,995百万円	－百万円
担保受入有価証券の期末時価	11,995百万円	－百万円

※6 消費税等の取扱い

前連結会計年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収入金」又は、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
給与手当・賞与	4,424百万円	4,705百万円
役員退職慰労引当金繰入額	29百万円	35百万円
賞与引当金繰入額	794百万円	738百万円
退職給付費用	955百万円	889百万円
業務委託費	1,950百万円	2,079百万円
ETCマイレージサービス引当金繰入額	6,654百万円	6,312百万円
ポイント引当金繰入額	5百万円	15百万円
利用促進費	6,108百万円	6,461百万円

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産		
その他(建物)	－百万円	0百万円
その他(機械及び装置)	6百万円	7百万円
その他(車両運搬具)	24百万円	19百万円
その他(工具、器具及び備品)	－百万円	0百万円
土地	1百万円	－百万円
無形固定資産	－百万円	0百万円
計	33百万円	27百万円

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産		
その他(車両運搬具)	0百万円	0百万円
その他(工具、器具及び備品)	0百万円	－百万円
土地	－百万円	24百万円
無形固定資産	－百万円	0百万円
計	0百万円	24百万円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産		
その他(建物)	19百万円	30百万円
その他(構築物)	10百万円	6百万円
その他(機械及び装置)	0百万円	0百万円
その他(車両運搬具)	2百万円	0百万円
その他(工具、器具及び備品)	2百万円	2百万円
無形固定資産	－百万円	0百万円
計	35百万円	41百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	21,606百万円	24,760百万円
預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金 (有価証券勘定)	64,000百万円	48,000百万円
取得日から3ヶ月以内に償還期限 の到来するコマーシャルペーパー (有価証券勘定)	9,999百万円	19,999百万円
契約期間が3ヶ月以内の売戻条件 付現先(流動資産その他)	5,000百万円	—百万円
公社債投資信託(有価証券勘定)	1,134百万円	—百万円
計	101,740百万円	92,760百万円
預入期間3ヶ月超の定期預金	△6,178百万円	△1,903百万円
現金及び現金同等物	95,561百万円	90,857百万円

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年4月1日より前に開始する連結会計年度に属するものは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末(期末)残高相当額

	前連結会計年度(平成25年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産			
その他(車両運搬具)	96百万円	87百万円	8百万円
合計	96百万円	87百万円	8百万円

	当中間連結会計期間(平成25年9月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額
有形固定資産			
その他(車両運搬具)	37百万円	36百万円	1百万円
合計	37百万円	36百万円	1百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末(期末)残高が有形固定資産の中間期末(期末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料中間期末(期末)残高相当額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	8百万円	1百万円
1年超	1百万円	1百万円
合計	8百万円	1百万円

(注) 未経過リース料中間期末(期末)残高相当額は、未経過リース料中間期末(期末)残高が有形固定資産の中間期末(期末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

	前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
支払リース料	33百万円	7百万円
減価償却費相当額	33百万円	7百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	333,626百万円	389,227百万円
1年超	16,154,908百万円	15,933,792百万円
合計	16,488,535百万円	16,323,019百万円

(注) 1. 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	340百万円	362百万円
1年超	593百万円	560百万円
合計	934百万円	923百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)2. 参照）。

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	24,930	24,930	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	44,463	44,463	—
(3) 未収入金	7,274	7,274	—
(4) 有価証券及び投資その他の資産 （投資有価証券）			
①満期保有目的の債券	12,501	12,522	21
②その他有価証券	86,590	86,590	—
(5) 流動資産その他（短期貸付金）	12,000	12,000	—
資産計	187,760	187,782	21
(1) 高速道路事業営業未払金	93,588	93,588	—
(2) 未払法人税等	1,269	1,269	—
(3) 流動負債その他（未払金）	59,806	59,806	—
(4) 道路建設関係社債（1年内に償還 予定の道路建設関係社債を含む）	610,000	618,761	8,761
(5) 道路建設関係長期借入金（1年内 に返済予定の道路建設関係長期 借入金を含む）	95,950	95,891	△58
(6) 長期借入金（1年内に返済予定の 長期借入金を含む）	9,455	9,512	56
負債計	870,071	878,830	8,759

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	24,760	24,760	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	53,151	53,151	—
(3) 未収入金	23,041	23,041	—
(4) 有価証券及び投資その他の資産 （投資有価証券）			
①満期保有目的の債券	20,501	20,508	6
②その他有価証券	48,471	48,471	—
(5) 流動資産その他（短期貸付金）	5	5	—
資産計	169,932	169,938	6
(1) 高速道路事業営業未払金	62,230	62,230	—
(2) 未払法人税等	7,584	7,584	—
(3) 流動負債その他（未払金）	10,279	10,279	—
(4) 道路建設関係社債（1年内に償還 予定の道路建設関係社債を含む）	777,520	783,766	6,246
(5) 道路建設関係長期借入金（1年内 に返済予定の道路建設関係長期 借入金を含む）	80,000	80,003	3
(6) 長期借入金（1年内に返済予定 の長期借入金を含む）	7,479	7,510	31
負債計	945,093	951,374	6,280

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

また、満期のある預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 高速道路事業営業未収入金、(3) 未収入金及び(5) 流動資産その他（短期貸付金）

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資その他の資産（投資有価証券）

その他有価証券のうち、譲渡性預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、満期保有目的の債券及び上記以外のその他有価証券については、取引所の価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

- (1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払法人税等及び(3) 流動負債その他(未払金)
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 道路建設関係社債(1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む)
市場価格に基づき算定しております。
- (5) 道路建設関係長期借入金(1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む)及び(6) 長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)
長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	保有目的	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
非上場株式	子会社及び関連会社株式	4,498	3,654
	その他有価証券	129	133

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4) 有価証券及び投資その他の資産(投資有価証券)」には含めておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	351	366	14
	(2) 社債	149	157	7
	(3) その他	—	—	—
	小計	501	524	22
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	11,999	11,998	△0
	小計	11,999	11,998	△0
合計		12,501	12,522	21

当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	50	52	2
	(2) 社債	149	156	6
	(3) その他	—	—	—
	小計	199	208	8
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	301	300	△1
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	19,999	19,999	△0
	小計	20,301	20,299	△1
合計		20,501	20,508	6

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	44	44	0
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	44	44	0
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	58	71	△12
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	211	211	—
	(3) その他	86,276	86,276	—
	小計	86,545	86,558	△12
合計		86,590	86,603	△12

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	147	128	19
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	147	128	19
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	28	38	△9
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	294	299	△4
	(3) その他	48,000	48,000	—
	小計	48,323	48,337	△13
合計		48,471	48,465	5

- (注) 1. 時価のあるその他有価証券について、次の判断基準に基づき減損処理を行うこととしております。
- (1) 個々の銘柄について時価の下落率が50%を超える場合は、時価が著しく下落していると判断し、回復可能性がない場合は減損処理を行うこととしております。
 - (2) 個々の銘柄について時価の下落率が30%以上50%以下の場合は、次の三要件のいずれかに該当する銘柄を時価が著しく下落しており、回復可能性がないと判断し減損処理を行うこととしております。
 - ① 当該銘柄について、過去2年間にわたり下落率が30%以上50%以下の状態となっている場合
 - ② 当該銘柄の発行会社が債務超過の場合
 - ③ 当該銘柄の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失の計上が予想される場合
2. 組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、債券を含めて記載しております。
3. 非上場株式（前連結会計年度連結貸借対照表計上額 129百万円，当中間連結会計期間中間連結貸借対照表計上額 133百万円）については、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し、「有価証券関係」に含めて記載しております。

(企業結合等関係)

株式取得による中日本ロード・メンテナンス金沢㈱の子会社化

1. 企業結合の概要

- (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 ㈱アステック
事業の内容 高速道路の維持修繕業務及びこれらに附帯する業務
- (2) 企業結合を行った主な理由
高速道路の維持修繕業務を合理的に実施するため
- (3) 企業結合日
平成25年5月20日
- (4) 企業結合の法的形式
株式取得
- (5) 結合後企業の名称
中日本ロード・メンテナンス金沢㈱(平成25年6月25日商号変更)
- (6) 取得した議決権比率
取得直前に所有していた議決権比率 33%
企業結合日に追加取得した議決権比率 22%
取得後の議決権比率 55%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
現金を対価とした株式取得によるもの

2. 中間連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成25年4月1日から平成25年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	企業結合日における時価	601百万円
取得に直接要した費用	デューデリジェンス費用	3百万円
取得原価		604百万円

4. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

- (1) 負ののれん発生益の金額
364百万円
- (2) 発生原因
取得原価が企業結合時の時価純資産を下回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

流動資産	1,181百万円
固定資産	874百万円
合計	2,055百万円

(2) 負債の額

流動負債	145百万円
固定負債	18百万円
合計	163百万円

6. 企業結合が当中間連結会計期間の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間連結会計期間の中間連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

期首日をみなし取得日としているため、該当事項はありません。

株式取得による中日本ロード・メンテナンス中部(株)の子会社化

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 中日本ロード・メンテナンス中部(株)
事業の内容 高速道路の維持修繕業務及びこれらに附帯する業務

(2) 企業結合を行った主な理由

高速道路の維持修繕業務を合理的に実施するため

(3) 企業結合日

平成25年5月20日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

中日本ロード・メンテナンス中部(株)

(6) 取得した議決権比率

取得直前に所有していた議決権比率 35%

企業結合日に追加取得した議決権比率 9%

取得後の議決権比率 45%

なお、上記取得後に株式の追加取得が行われ、期末時点の議決権比率は76%となっております。

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

中日本ロード・メンテナンス金沢(株)の子会社化による株式取得によるもの

2. 中間連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成25年4月1日から平成25年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	企業結合日における時価	401百万円
取得原価		401百万円

4. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 負ののれん発生益の金額

70百万円

(2) 発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産を下回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

流動資産 1,458百万円

固定資産 31百万円

合計 1,490百万円

(2) 負債の額

流動負債 204百万円

固定負債 50百万円

合計 254百万円

6. 企業結合が当中間連結会計期間の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間連結会計期間の中間連結

損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

期首日をみなし取得日としているため、該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、経営組織の形態と事業の特性に基づいて、「高速道路事業」「休憩所事業」「その他(関連)事業」の3つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行っております。「休憩所事業」は、高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営を行っております。「その他(関連)事業」は、受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であり、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

また、共通部門に関わる有形固定資産及び無形固定資産については、各報告セグメントに配分しておりませんが、関連する費用については、合理的な基準に基づき各報告セグメントに配分しております。

なお、セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

	報告セグメント				調整額(注)1 (百万円)	中間連結財務諸表計上額 (注)2 (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他(関連) 事業(百万円)	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客への売上高	1,258,556	22,621	5,897	1,287,075	—	1,287,075
セグメント間の内部売上高又は振替高	14	6	22	43	△43	—
計	1,258,570	22,628	5,919	1,287,118	△43	1,287,075
セグメント利益又は損失(△)	14,991	4,192	△181	19,002	0	19,003
セグメント資産	830,016	170,047	5,258	1,005,322	128,394	1,133,717
セグメント負債	685,000	5,000	—	690,000	230,610	920,610
その他の項目						
減価償却費	8,570	1,594	82	10,247	—	10,247
持分法適用会社への投資額	2,907	244	633	3,785	—	3,785
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	9,638	6,497	62	16,197	1,247	17,445

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額0百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- (2) セグメント資産の調整額128,394百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは余資運用資金(預金及び有価証券)及び共通部門に関わる資産等であります。
- (3) セグメント負債の調整額230,610百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、その主なものは未払金及び退職給付引当金等であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,247百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社のシステム開発によるものであります。

2. セグメント利益又は損失は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

	報告セグメント				調整額(注)1 (百万円)	中間連結財務 諸表計上額 (注)2 (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他(関連) 事業(百万円)	計 (百万円)		
売上高						
外部顧客への売上高	289,245	21,946	4,746	315,938	—	315,938
セグメント間の内部売上高又 は振替高	10	4	10	25	△25	—
計	289,255	21,950	4,757	315,963	△25	315,938
セグメント利益又は損失(△)	12,115	3,431	△196	15,350	15	15,366
セグメント資産	982,009	168,689	5,134	1,155,832	115,253	1,271,086
セグメント負債	857,520	4,000	—	861,520	192,416	1,053,936
その他の項目						
減価償却費	8,617	1,661	100	10,379	—	10,379
持分法適用会社への投資額	2,942	—	609	3,551	—	3,551
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	3,985	1,507	48	5,540	902	6,443

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額15百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 - (2) セグメント資産の調整額115,253百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは余資運用資金（預金及び有価証券）及び共通部門に関わる資産等でありま
す。
 - (3) セグメント負債の調整額192,416百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であ
り、その主なものは未払金及び退職給付引当金等であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額902百万円は、各報告セグメントに配分して
いない全社資産であり、その主なものは当社のシステム開発によるものであります。
2. セグメント利益又は損失は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

	料金収入 (百万円)	道路資産完成高 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客への売上高	256,585	1,001,425	29,063	1,287,075

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (百万円)	関連するセグメント名
機構	1,001,425	高速道路事業

II 当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

	料金収入 (百万円)	道路資産完成高 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客への売上高	261,290	27,465	27,182	315,938

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高 (百万円)	関連するセグメント名
機構	27,465	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

	報告セグメント				全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連） 事業（百万円）	計 (百万円)		
当中間期償却額	2	—	—	2	—	2
当中間期末残高	—	—	—	—	—	—

上記ののれんの償却額は、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額と相殺しております。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

	報告セグメント				全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連） 事業（百万円）	計 (百万円)		
当中間期償却額	—	—	—	—	171	171
当中間期末残高	—	—	—	—	5,384	5,384

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

	報告セグメント				全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連） 事業（百万円）	計 (百万円)		
当中間期償却額	—	0	—	0	—	0
当中間期末残高	—	—	—	—	—	—

上記ののれんの償却額は、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額と相殺しております。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

	報告セグメント				全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路事業 (百万円)	休憩所事業 (百万円)	その他（関連） 事業（百万円）	計 (百万円)		
当中間期償却額	—	—	—	—	171	171
当中間期末残高	—	—	—	—	5,042	5,042

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当中間連結会計期間において、高速道路事業において279百万円の負ののれん発生益を計上しております。これは、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱が株式を取得し、新たに中日本ロード・メンテナンス東京㈱を連結したことに伴い発生したものであります。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当中間連結会計期間において、高速道路事業において743百万円、休憩所事業において266百万円の負ののれん発生益を計上しております。これは、主に当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱が中日本ロード・メンテナンス金沢㈱の株式を取得したこと、及び当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱が中日本ロード・メンテナンス中部㈱の株式を取得したことに伴い発生したものであります。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	89.27円	79.21円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(百万円)	11,605	10,298
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額(百万円)	11,605	10,298
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,000	130,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	1,562.58円	1,641.89円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	205,786	217,149
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	2,650	3,703
(うち少数株主持分)(百万円)	(2,650)	(3,703)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	203,135	213,445
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数(千株)	130,000	130,000

(重要な後発事象)

1. 社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社 第50回社債	中日本高速道路株式会社 第51回社債	中日本高速道路株式会社 第52回社債
発行総額	金150億円	金250億円	金150億円
利率	年0.232パーセント	年0.320パーセント	年0.484パーセント
発行価格	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
払込期日	平成25年11月8日	平成25年11月8日	平成25年11月8日
償還期日	平成28年11月8日	平成30年11月8日	平成32年11月6日
担保	一般担保	一般担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築 並びに維持、修繕、災害 復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築 並びに維持、修繕、災害 復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築 並びに維持、修繕、災害 復旧その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,474	19,685
高速道路事業営業未収入金	44,466	53,155
未収入金	5,594	※7 21,103
有価証券	97,999	67,999
たな卸資産	689,159	794,449
その他	※6 27,768	19,669
貸倒引当金	△12	△13
流動資産合計	884,449	976,049
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産	※1, ※3 90,336	※1, ※3 87,008
無形固定資産	3,665	3,231
高速道路事業固定資産合計	94,002	90,239
関連事業固定資産		
有形固定資産		
土地	108,961	109,082
その他(純額)	37,007	36,530
有形固定資産合計	※1, ※3 145,968	※1, ※3 145,613
無形固定資産	433	423
関連事業固定資産合計	146,401	146,036
各事業共用固定資産		
有形固定資産	※1 19,509	※1 18,612
無形固定資産	4,972	4,589
各事業共用固定資産合計	24,481	23,201
その他の固定資産		
有形固定資産	※1 614	※1 942
その他の固定資産合計	614	942
投資その他の資産		
投資その他の資産	※2 12,090	※2 11,702
貸倒引当金	△168	△161
投資その他の資産合計	11,922	11,540
固定資産合計	277,422	271,962
繰延資産	1,209	1,433
資産合計	※2 1,163,081	※2 1,249,444

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	111,766	74,004
1年以内返済予定長期借入金	23,039	7,002
1年以内償還予定社債	※2 15,000	※2 60,000
リース債務	167	155
未払法人税等	—	6,392
引当金	1,272	1,276
その他	82,155	33,313
流動負債合計	233,400	182,143
固定負債		
道路建設関係社債	※2 595,000	※2 717,520
道路建設関係長期借入金	80,000	80,000
その他の長期借入金	2,366	477
リース債務	320	255
退職給付引当金	51,719	51,981
その他の引当金	5,661	6,391
その他	13,428	21,520
固定負債合計	748,495	878,146
負債合計	981,896	1,060,289
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金		
資本準備金	65,000	65,000
その他資本剰余金	6,650	6,650
資本剰余金合計	71,650	71,650
利益剰余金		
その他利益剰余金		
安全性向上積立金	—	12,000
高速道路事業積立金	28,497	14,592
別途積立金	15,401	17,890
繰越利益剰余金	635	8,021
利益剰余金合計	44,534	52,503
株主資本合計	181,185	189,154
純資産合計	181,185	189,154
負債純資産合計	1,163,081	1,249,444

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益	1,258,388	289,105
営業費用	1,244,535	277,640
高速道路事業営業利益	13,853	11,465
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	3,878	1,838
休憩所等事業収入	7,501	7,121
不動産賃貸収入	41	41
その他の事業収入	276	374
営業収益合計	11,698	9,376
営業費用		
受託業務事業費	3,905	1,863
休憩所等事業費	4,817	5,030
不動産賃貸費用	17	16
その他の事業費用	657	925
営業費用合計	9,397	7,836
関連事業営業利益	2,300	1,539
全事業営業利益	16,153	13,004
営業外収益	※1 888	※1 818
営業外費用	※2 119	※2 66
経常利益	16,922	13,756
特別利益	※3 33	※3 25
特別損失	※4 20	※4 59
税引前中間純利益	16,934	13,722
法人税、住民税及び事業税	7,090	6,030
法人税等調整額	△190	△276
法人税等合計	6,899	5,753
中間純利益	10,035	7,969

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	65,000	65,000
当中間期末残高	65,000	65,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	65,000	65,000
当中間期末残高	65,000	65,000
その他資本剰余金		
当期首残高	6,650	6,650
当中間期末残高	6,650	6,650
資本剰余金合計		
当期首残高	71,650	71,650
当中間期末残高	71,650	71,650
利益剰余金		
その他利益剰余金		
安全性向上積立金		
当期首残高	—	—
当中間期変動額		
安全性向上積立金の積立	—	12,000
当中間期変動額合計	—	12,000
当中間期末残高	—	12,000
高速道路事業積立金		
当期首残高	27,767	28,497
当中間期変動額		
安全性向上積立金の積立	—	△12,000
高速道路事業積立金の積立	729	—
高速道路事業積立金の取崩	—	△1,905
当中間期変動額合計	729	△13,905
当中間期末残高	28,497	14,592
別途積立金		
当期首残高	13,976	15,401
当中間期変動額		
別途積立金の積立	1,424	2,488
当中間期変動額合計	1,424	2,488
当中間期末残高	15,401	17,890
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,206	635
当中間期変動額		
高速道路事業積立金の積立	△729	—
高速道路事業積立金の取崩	—	1,905
別途積立金の積立	△1,424	△2,488
中間純利益	10,035	7,969
当中間期変動額合計	7,880	7,385
当中間期末残高	10,087	8,021
利益剰余金合計		
当期首残高	43,951	44,534

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
当中間期変動額		
中間純利益	10,035	7,969
当中間期変動額合計	10,035	7,969
当中間期末残高	53,986	52,503
株主資本合計		
当期首残高	180,601	181,185
当中間期変動額		
中間純利益	10,035	7,969
当中間期変動額合計	10,035	7,969
当中間期末残高	190,636	189,154
純資産合計		
当期首残高	180,601	181,185
当中間期変動額		
中間純利益	10,035	7,969
当中間期変動額合計	10,035	7,969
当中間期末残高	190,636	189,154

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

③ その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

① 仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

② 商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

③ 原材料、貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～50年
構築物	8～60年
機械及び装置	5～17年

また、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積り方法によって今後判明する

と見込まれる被害額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(7) ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間会計期間末における将来の使用見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間会計期間末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債

(3) ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	81,278百万円	88,970百万円

※2 担保資産及び担保付債務

高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
道路建設関係社債	610,000百万円 (額面額 610,000百万円)	777,520百万円 (額面額 777,520百万円)
機構法第15条の規定により機構に 引き渡した社債	1,040,000百万円	1,040,000百万円

なお、上記の他、担保に供している資産は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
投資その他の資産	509百万円	409百万円

※3 有形固定資産の圧縮記帳

国庫補助金の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
高速道路事業固定資産		
機械及び装置	2百万円	—百万円
車両運搬具	4百万円	—百万円
関連事業固定資産		
建物	8百万円	—百万円
計	14百万円	—百万円

なお、国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
高速道路事業固定資産		
機械及び装置	3百万円	3百万円
車両運搬具	27百万円	27百万円
関連事業固定資産		
建物	8百万円	8百万円
計	39百万円	39百万円

4 偶発債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
機構	3,931,818百万円	3,586,769百万円
東日本高速道路	7,336百万円	4,045百万円
西日本高速道路	31百万円	29百万円
計	3,939,186百万円	3,590,845百万円

(2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

① 道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、機構、東日本高速道路及び西日本高速道路と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
機構	16,466百万円	13,724百万円

② 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
機構	1,505,990百万円	1,521,940百万円

なお、上記引き渡しにより、当中間会計期間で道路建設関係長期借入金が15,950百万円（前事業年度386,150百万円）減少しております。

5 貸出コミットメント

当社は、グループ内資金の効率化を図ることを目的としてCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）基本契約を締結し、当該契約にて貸付限度額を設定しております。この契約に基づく貸出未実行残高は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
貸出コミットメントの総額	18,000百万円	22,800百万円
貸出実行残高	－百万円	－百万円
差引額	18,000百万円	22,800百万円

※6 現先取引

流動資産の「その他」に含まれる現先取引の額及び保有している担保資産の時価は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
現先取引の額	11,995百万円	－百万円
担保受入有価証券の期末時価	11,995百万円	－百万円

※7 消費税等の取扱い

前事業年度（平成25年3月31日）
該当事項はありません。

当中間会計期間（平成25年9月30日）

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収入金」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益のうち主要な項目及び金額は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
受取利息	4百万円	4百万円
有価証券利息	25百万円	18百万円
受取配当金	568百万円	548百万円
土地物件貸付料	110百万円	104百万円
固定資産受贈益	90百万円	－百万円

※2 営業外費用のうち主要な項目及び金額は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
支払利息	74百万円	48百万円
物品売却損	1百万円	15百万円

※3 特別利益のうち主要な項目及び金額は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
固定資産売却益		
有形固定資産 (機械及び装置)	6百万円	7百万円
有形固定資産 (車両運搬具)	24百万円	18百万円
有形固定資産 (土地)	1百万円	－百万円

※4 特別損失のうち主要な項目及び金額は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
固定資産売却損		
有形固定資産 (車両運搬具)	0百万円	－百万円
有形固定資産 (土地)	－百万円	24百万円
固定資産除却損		
有形固定資産 (建物)	9百万円	28百万円
有形固定資産 (構築物)	10百万円	6百万円
有形固定資産 (機械及び装置)	－百万円	0百万円

5 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産	8,202百万円	8,186百万円
無形固定資産	1,396百万円	1,437百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年4月1日より前に開始する事業年度に属するものは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

1 オペレーティング・リース取引 (解約不能のもの)

(1) 道路資産の未経過リース料

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	333,626百万円	389,227百万円
1年超	16,154,908百万円	15,933,792百万円
合計	16,488,535百万円	16,323,019百万円

(注) 1. 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額 (加算基準額) を超えた場合、当該超過額 (実績料金収入－加算基準額) が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額 (減算基準額) に足りない場合、当該不足額 (減算基準額－実績料金収入) が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	98百万円	97百万円
1年超	65百万円	17百万円
合計	164百万円	115百万円

(有価証券関係)

前事業年度 (平成25年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 子会社株式5,566百万円、関連会社株式1,798百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当中間会計期間 (平成25年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式 (中間貸借対照表計上額 子会社株式5,566百万円、関連会社株式1,798百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(1株当たり情報)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	77.19円	61.30円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(百万円)	10,035	7,969
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額(百万円)	10,035	7,969
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,000	130,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	1,393.73円	1,455.03円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	181,185	189,154
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	181,185	189,154
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数(千株)	130,000	130,000

(重要な後発事象)

1. 社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社 第50回社債	中日本高速道路株式会社 第51回社債	中日本高速道路株式会社 第52回社債
発行総額	金150億円	金250億円	金150億円
利率	年0.232パーセント	年0.320パーセント	年0.484パーセント
発行価格	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
払込期日	平成25年11月8日	平成25年11月8日	平成25年11月8日
償還期日	平成28年11月8日	平成30年11月8日	平成32年11月6日
担保	一般担保	一般担保	一般担保
資金の用途	高速道路の新設及び改築 並びに維持、修繕、災害 復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築 並びに維持、修繕、災害 復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築 並びに維持、修繕、災害 復旧その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類
平成25年5月14日東海財務局長に提出
- (2) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度(第8期)(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
平成25年6月25日東海財務局長に提出
- (3) 訂正発行登録書(普通社債)
平成25年6月25日東海財務局長に提出
- (4) 訂正発行登録書(普通社債)
平成25年8月9日東海財務局長に提出
- (5) 発行登録追補書類(普通社債)及びその添付書類
平成25年10月31日東海財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

下表に記載する社債(以下「各社債」といいます。)には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。各社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が各社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重疊的に債務引受けされることとなります。

債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因 ② 機構による債務引受け等」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。)をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

(上記対象となっている社債)

(平成25年12月26日現在)

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
中日本高速道路株式会社第26回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成23年5月31日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第27回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成23年5月31日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第28回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成23年5月31日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第29回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成23年5月31日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第30回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成23年9月27日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第31回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成23年9月27日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第32回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成23年9月27日	15,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
中日本高速道路株式会社第33回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年9月27日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第34回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年11月25日	35,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第35回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年11月25日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第36回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成23年11月25日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第37回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年2月28日	35,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第38回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年2月28日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第39回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年2月28日	50,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第40回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年5月23日	40,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第41回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年5月23日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第42回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年5月23日	40,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第43回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年9月20日	30,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第44回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年9月20日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第45回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年9月20日	35,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第46回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年11月9日	60,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第47回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年3月19日	50,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第48回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年3月19日	20,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
中日本高速道路株式会社第49回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年5月21日	70,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第1回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年9月10日	97,520 (10億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第50回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年11月8日	15,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第51回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年11月8日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第52回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年11月8日	15,000	非上場・非登録

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成25年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
東京都港区西新橋二丁目8番6号
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成25年9月30日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

⑤ 資本金及び資本構成

平成25年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国(国土交通大臣及び財務大臣)及び関係地方公共団体が出資しております。

	(単位：百万円)
I 資本金	5,376,311
政府出資金	3,955,854
地方公共団体出資金	1,420,457
II 資本剰余金	844,412
資本剰余金	89
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932
損益外除売却差額相当額	△33
損益外減価償却累計額	△4,515
損益外減損損失累計額	△2,061
III 利益剰余金	2,808,928
純資産合計	9,029,652

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
 - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
 - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)に規定する業務
 - (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xi) 上記(x)の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務

(c) 事業に係る関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
- (vi) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日(平成17年10月1日)から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月19日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 浩彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 大 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月19日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 浩彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 大 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。